

事業所税の手引き

和歌山市

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する費用に充てる目的で昭和50年に創設された目的税で、指定都市及び人口30万人以上の市等が課税団体となっています。都市の行政サービスとその所在する事業所等との受益関係に着目して、一定規模以上の事業を営む法人又は個人に対して課税されます。

この税は、納税義務者が自ら税額等の計算を行い、申告期限までに申告書を提出するとともに、申告した税額を納付するものです。

この手引きは事業所税の基本的事項について令和6年4月1日現在の税制に基づいてまとめたものです。申告の際等に参考にしてください。

根拠法令名・参照条文等は次のとおり略号をもって示してあります。

1 法令名

地方税法	法
地方税法施行令	令
地方税法施行規則	規
地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）	通知
法人税法	法
法人税法施行令	法令
和歌山市税条例	条
和歌山市税条例施行規則	条規

2 条文の表示

(1) 条、項、号は算用数字で示します。

(2) 項は算用数字を○で囲み、号は（ ）でくくって示します。

また、取扱通知については特に表示がない限り、市町村税関係第9章目的税の「三 事業所税に関する事項」の内容を示します。

[例] 地方税法第701条の34第3項第27号……………法701の34③(27)

取扱通知第9章三 事業所税に関する事項(4)(7)……………通知(4)(7)

【目 次】

第 1	事業所税の概要	3 P
第 2	事業所税の課税要件等	4 P
	1 課税対象	4 P
	2 納税義務者	6 P
	3 課税標準	7 P
	4 税率	20 P
	5 税額計算	20 P
	6 免税点	21 P
	7 非課税	25 P
	8 課税標準の特例	25 P
	9 減免	26 P
	10 申告納付等	26 P
第 3	みなし共同事業	27 P
	1 みなし共同事業の趣旨	27 P
	2 特殊関係者の範囲	28 P
	3 同族会社の判定	29 P
第 4	事業所用家屋及びその床面積の取扱い	32 P
	1 事業所用家屋の取扱い	32 P
	2 床面積の取扱い	33 P
第 5	修正申告・更正の請求・更正・決定	34 P
	1 修正申告	34 P
	2 更正の請求	34 P
	3 更正	34 P
	4 決定	34 P
第 6	延滞金・加算金	35 P
	1 延滞金	35 P
	2 加算金	36 P
第 7	事業所等の新設・廃止に係る申告書等	36 P
	1 事業所等の新設・廃止に係る申告	36 P
	2 事業所等の貸付に係る申告	36 P
第 8	事業所税の税務調査	36 P
第 9	事業所税の課税団体	37 P

第1 事業所税の概要

詳細については、後述しますが、その概要については、次のとおりです。

課税対象	事務所・事業所において法人又は個人が行う事業	
納税義務者	事務所・事業所において事業を行う法人又は個人	
課税標準	資産割	事務所・事業所の用に供する事業所用家屋の 延床面積
	従業者割	課税標準の算定期間中に支払われた 従業者給与総額
税率	資産割	1㎡につき600円
	従業者割	従業者給与総額の100分の0.25
免税点	資産割	市内合計事業所床面積（非課税部分を除く） 1,000㎡以下※
	従業者割	市内合計従業者数（非課税に係る者を除く） 100人以下※
課税標準の算定期間	法人	事業年度
	個人	1月1日～12月31日
納付の方法	申告納付（納税者自らが課税標準と税額を計算し、申告・納付を行います）	
申告納付期限	法人	事業年度終了後2か月以内（延長制度はありません）
	個人	翌年の3月15日まで
申告先	和歌山市 財政局税務部 市民税課 法人諸税班	

※ **免税点以下で納付義務がない場合でも、和歌山市内の合計事業所床面積が800㎡を超える場合又は従業者数が80人を超える場合は申告書の提出が必要です。[条130の8③]**

○ 納税者負担の軽減、利便性向上の観点から、申告書等に押印の必要はありません。

第 2 事業所税課税要件等

1. 課税対象

事業所税の課税対象は、**市内の事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）において法人又は個人の行う事業です。**[法 701 の 32①]

(1) 事業所等の範囲

事業所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要性から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいますので、事務所、店舗、工場等のほかこれらに付属する倉庫（荷物積卸場を含みます。）、材料置場又はガレージ等も含まれます。[通知第 1 章 6(1)]

なお、事業所等の範囲については、次の点に注意してください。

ア 事業所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものである必要がありますので、たまたま 2、3 か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入りません。[通知第 1 章 6(2)]

ただし、店舗の建替えのために設けられた仮店舗等については、仮にその設置期間が 2、3 か月程度であっても事業の継続性が認められますので、事業所等に該当します。

イ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が 1 年未満のものについては、事業所税の性格にかんがみ、事業所等の範囲に含めないこととしています。[通知(3)]

ウ 建設業における現場事務所（建設工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできない工程管理、出来高確認、連絡又は打合せのみを行うものであって、発注、受注といった新たな契約行為を行うものでないもの）で、明らかにその設置期間が半年に満たない仮設のものについては、法人住民税及び法人事業税の取扱いにおいて、事務所等に該当しないものとされています。

この場合には、事業所税においても、事業所等の範囲に含まないものとして取り扱います。

(2) 事業の範囲

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供等の全ての経済活動をいいますので、事業所等の区画内において行われるものにとどまらずその区画外で行われるもの、例えばセールス活動等も含まれます。

なお、市内の事業所等において行われる事業は、事業を行う者の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事業所等として取り扱われます。

◎（事例）社宅、社員寮について

（問）社宅、社員寮は、事業所等に該当するものとして事業所税の対象となりますか。

（答）社宅や社員寮は、人の居住の用に供するものであり、事業所等に該当しないので事業所税の対象にはなりません。

◎（事例）無人倉庫の取扱い

（問）無人倉庫は事業所等に該当しますか。

（答）無人倉庫については、それを管理する事務所等が和歌山市内にある場合には当然課税対象となりますが、倉庫を管理する事務所等が和歌山市外にある場合であっても、その無人倉庫が当該管理する事務所等と一体となって事業所等の用に供されていると認められる限り、課税の対象となります。

2. 納税義務者

事業所税の納税義務者は、市内の事業所等において事業を行う法人又は個人です。

この場合、いわゆる貸しビル等にあつては、その所有者ではなく、その全部又は一部を借りて現実にそこで事業を行っている者（テナント）が納税義務者となります。[法 701 の 32①、通知(4)(7)]

(1) 共同事業の場合[法 10 の 2①]

二以上の者が共同して事業を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定しますが、各々連帯納税義務が課されます。

(2) 人格のない社団等の場合[法 701 の 32③、法 701 の 34②]

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（人格のない社団等）は、法人とみなされ、収益事業を行う範囲において納税義務者となります。

(3) 事業を行う者が単なる名義人の場合[法 701 の 33]

事業所等において事業を行うものが単なる名義人であつて、他の者が事実上その事業を行っていると認められる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。

(4) 清算中の法人の場合[通知(4)(7)]

清算中の法人は、その清算業務を行う範囲において納税者となります。

◎（事例）委託事業の場合の納税義務者について

（問） A社は業務の一部をB社に委託しており、委託料をB社に支払っています。B社は、B社の工場及び従業員を使用し受託した事業を行っています。この場合の委託事業に係る納税義務者はA社・B社のいずれになりますか。

（答） 委託事業の実施がB社の工場及び従業員により行われている場合は、B社が納税義務者となります。

なお、A社の事業所等の一部でB社の従業員がこの委託事業を行なう場合は、事業所等の一部について賃貸契約等により専用して使用できる状態で独立したB社の事業所等と認められる場合を除き、当該委託者であるA社が資産割の納税義務者となります。

◎（事例）倉庫に係る納税義務者について

（問） 次の場合は、だれが納税義務者になりますか。

(1) 一棟の倉庫を一定期間倉庫業者から賃借し専用する場合

(2) 一棟の倉庫のうち、特定の数室又は一室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し専用する場合

(3) 製品一個又は一ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

（答） (1)及び(2)は、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又はその部分を使用している者が納税義務者となります。

(3)は倉庫業者が納税義務者となります。

3. 課税標準

事業所税は、事業所の床面積を課税標準として課する**資産割**と、従業者給与総額を課税標準として課する**従業者割**の2種類によって構成されています。

(注) 課税標準とは、租税を賦課する標準となるものをいい、課税対象の数量、価格、品質などがこれに該当します。

資 産 割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積（事業所用家屋の延床面積をいいます。[法 701 の 31①(4)、令 56 の 16]）です。[法 701 の 40①]

(1) 課税標準の算定期間

ア 課税標準の算定期間とは次の期間をいいます。[法 701 の 31①(7)(8)、通知(6)(ア)]

課税標準の算定期間	法人の場合	事業年度	
	個人の場合	①原則	1月1日から12月31日まで
②年の途中で事業を廃止した場合		1月1日から廃止の日まで	
③年の途中で事業を開始した場合		開始の日から12月31日まで	
④年の途中で事業を開始し、その年の途中で事業を廃止した場合		開始の日から廃止の日まで	

イ 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積

半年決算の法人や、新設法人の最初の事業年度の場合のように、課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積は、次により算定します。

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積}} = \boxed{\text{課税期間の末日現在における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{\boxed{12}}$$

(注) 課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。[法 701 の 40③]

なお、後述する免税点の判定においては、本規定の適用はありません。

(2) 事業所床面積算定上の注意点

ア 事業所床面積の計算方法は、各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートル（㎡）を単位として計算し、1㎡の100分の1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てます。

なお、事業所税における家屋は固定資産税における家屋と定義を同じくしますので、床面積の計算についても、固定資産税の納入通知書に記載された面積等を参照しながら行ってください。

イ 他の事業を行なう者との共用部分がある場合

事業所用家屋を二以上の者が使用する場合で共同して使用する部分（以下「共用部分」といいます。）があるときは、次により計算した床面積が事業所床面積となります。 [令 56 の 16]

この場合、共用部分かどうかは、事業所用の家屋の構造、当該部分の効用及び使用実態等により判定することになり（物理的、構造的に共同して使用できる部分すべてが含まれます。）、貸ビルを共同で使用する部分、たとえばエントランスホール、廊下、階段、共用トイレ、エレベーター室、機械室及び電気室等がこれに該当します。

なお、貸ビル等の管理要員室、管理用品倉庫等の管理施設は、一般的には管理者の専用部分に該当し、入居者未定の空室は、入居者がある場合の専用部分と同様に扱います。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{その者の事業所床面積} \\ \text{(資産割の課税標準)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{その者の} \\ \text{専用部分} \\ \text{の床面積} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{共用部分} \\ \text{の床面積} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{その者の専用部分の床面積} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{共用部分に係る各専用部分の床面積の合計} \\ \hline \end{array}}$$

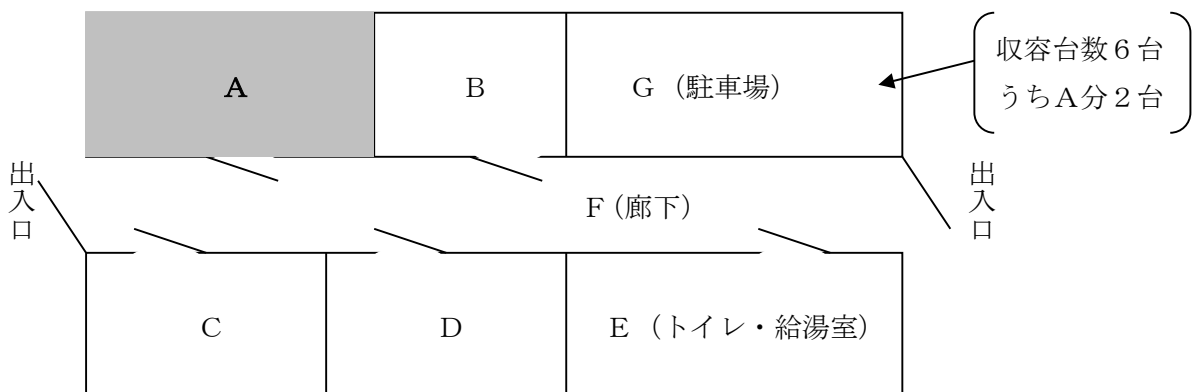
ウ 駐車場の取扱い（課税団体により取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。）

事業を行なう者が自己の事業所等内に有する駐車施設のほか、**月極貸し、年貸し等の駐車場で特定の者が専用使用するもの**についても、その使用者の事業所床面積として算定します。

この場合、駐車場に係る共用部分（車路等）については、駐車場を専用使用する者の間で、前記イの方法に準じてそれぞれが専用している駐車場の面積の比によってあん分することになりますが、1台あたりの駐車スペースが概ね同一である場合には、車路等の共用部分を含めた駐車場施設全体の面積を台数であん分することとして差支えありません。

なお、店舗等に付設された顧客専用駐車場や時間貸駐車場については、その店舗等・時間貸経営者の事業所床面積として算定します。

(例) 次の図の場合における事業所床面積の計算



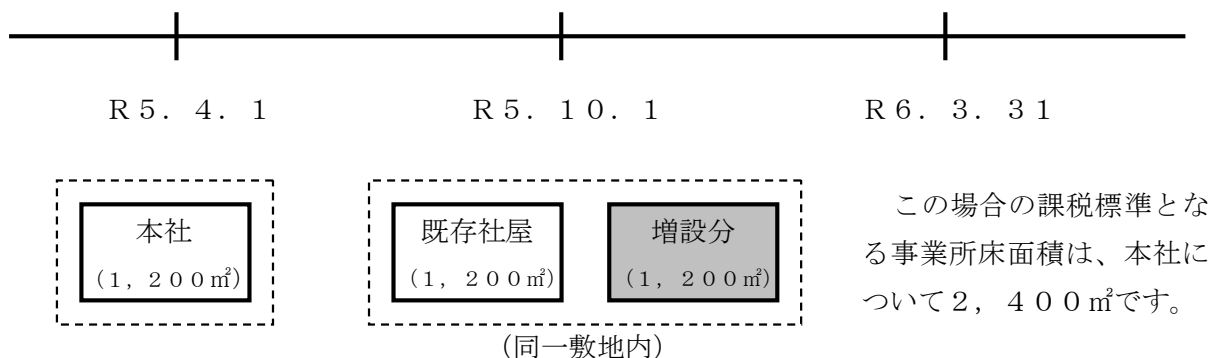
$$A \text{ の事業所床面積} = A + (E + F) \times \frac{A}{A + B + C + D} + G \times \frac{2}{6}$$

※駐車場に共用部分があれば、その面積も含まれます。

エ 事業所等の拡張（縮小）があった場合

課税標準額となる事業所床面積は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積ですから、当該課税標準の算定期間の中途において、事業所等の建物を増築したり、貸ビルの1室を追加で賃借したような場合でも、当該課税標準の算定期間末日の現況により算定します。（事業所等を縮小した場合も同様です。）

（例）和歌山市内に本社（1,200㎡）を有する甲会社が、本社敷地内に別棟の事務所棟を令和5年10月1日に増設した。なお、事業年度は4月1日から翌年3月31日までです。



(3) 課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等の課税標準となる事業所床面積の算定は、月割計算により算定します。

なお、事業所等の新設・廃止とは一の事業所等の全体についての新設又は廃止の場合をいいますので、事業所等の拡張又は縮小（一の事業所等に係る事業所床面積の増加又は減少）の場合には、前記（2）エの取扱いとなります。

ア 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等（ウを除きます。）[法701の40②(1)]（例1参照）

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

イ 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等（ウを除きます。）[法701の40②(2)]（例2参照）

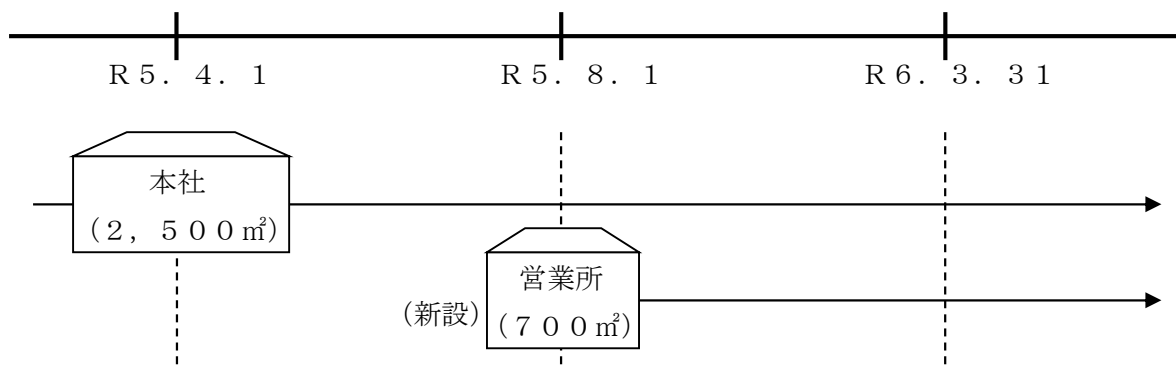
$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

ウ 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等で、当該算定期間の中で廃止された事業所等[法701の40②(3)]

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

※ 課税標準の算定期間が12月に満たない場合は前記（1）イの計算を行なった後の事業所床面積となります。

(例1) 和歌山市内に本社(2,500㎡)を有する乙会社が、和歌山市内の別の場所に営業所(700㎡)を令和5年8月1日に新設した。なお、事業年度は4月1日から翌年3月31日までです。



この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおりです。

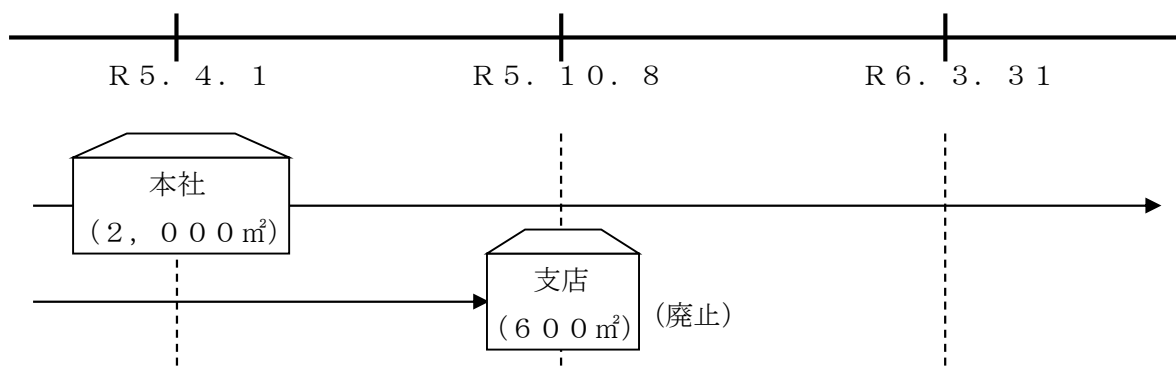
本社……………2,500㎡

営業所……………700㎡ × $\frac{7\text{月}(9\text{月}\sim 3\text{月})}{12\text{月}} = 408.33\text{㎡}$

← 新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数

合計……………2,908.33㎡ = 2,500㎡ + 408.33㎡

(例2) 和歌山市内に本社(2,000㎡)を有する丙会社が、和歌山市内の別の場所にある支店(600㎡)を令和5年10月8日に廃止した。なお、事業年度は4月1日から翌年3月31日までです。



この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおりです。

本社……………2,000㎡

支店……………600㎡ × $\frac{7\text{月}(4\text{月}\sim 10\text{月})}{12\text{月}} = 350\text{㎡}$

← 課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数

合計……………2,350㎡ = 2,000㎡ + 350㎡

(注) 課税標準の算定期間の中途において**事業所等を廃止した場合の月割計算については、後述する免税点の判定(21頁参照)にご注意ください。**

- (1) 当該期間末日において市内の他の事業所等が免税点以下である場合(例えば、廃止された事業所等以外に和歌山市に他の事業所等がない場合)は、課税されません。
- (2) 当該期間末日において市内の他の事業所等が免税点を超える場合は、廃止された事業所等についても、月割計算のうえ課税標準額に算入します。

(3) 課税標準の算定期間中に用途変更があった場合の資産割の取扱い

課税標準の算定期間中に事業所用家屋の用途を非課税用途から課税用途に、又は課税用途から非課税用途に変更した場合は、**課税標準の算定期間末日における事業所用家屋の用途により、課税対象か非課税対象かの判定をします。**[法 701 の 34⑥]

したがって、これらの場合は、事業所用家屋に係る床面積の全部がその用途に応じて課税又は非課税となり、原則として月割り計算は行いません。

(4) 事業所等が他の市域にわたって所在する場合の事業所床面積

事業所等が他の市域にわたって所在する場合は、その事業所等のうち和歌山市内に所在する部分の床面積が対象となります。[令 56 の 50]

(5) 共同事業における事業所床面積

共同事業における各共同事業者の事業所床面積は、**共同事業に係る損益分配の割合で計算したものを単独で行うものとして次のとおり計算します。**[令 56 の 51①]

この場合、共同事業者の課税標準となる事業所床面積に係る事業所税については、他の共同事業者が連帯納税義務を負います。[法 10 の 2①]

なお、民法 667 条に規定する組合、有限責任事業組合契約に関する法律第 2 条に規定する有限責任事業組合（LLP）については、当該組合を構成する法人又は個人が行う事業として、当該法人又は個人が納税義務者となります。その場合は、上記共同事業と同様に計算してください。[通知(4)(イ)]

課税標準となる 事業所床面積	=	共同事業に係る 事業所等の 事業所床面積	×	損益分配の割合 (損益分配の割合が定められていない場合は 出資の価額に応ずる割合)
-------------------	---	----------------------------	---	---

◎ (事例) 家屋に該当しない事業所等の取扱い

(問) 法人市民税の申告の対象となる事業所等で、固定資産税において家屋と認められないものについて、事業所税は課税されますか。

(答) 事業所税の課税対象は、事業所等において法人又は個人が行なう事業であり、事例の施設が事業所等であり、事業が行われている限り課税対象は存在すると扱われます。

しかし、資産割の課税標準は事業所床面積であるので、事例のような家屋に該当しない事業所等においては課税標準となる事業所床面積が存在しないこととなるため、資産割については課税されず、従業者割のみの課税が行われることとなります。

◎（事例）休止中の取扱い

（問）工場等の一部の機械等について操業を停止していますが、この部分は資産割の課税標準に含まれますか。

（答）事業所税における事業とは、それ自体が長期間継続して行なわれることを前提としており、部分的又は一時的な休止については、原則としては考慮しないものです。

しかしながら、月割課税制度の適用との均衡上から、事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前6月以上継続して休止していたと認められる部分については課税標準に含めないものとして取り扱われます。

この場合、休止部分は明確に区画されている必要があり、現に操業は行っていない場合でも業務の用に供するための維持補修が行われ、いつでも操業ができる状態にある遊休施設、倉庫代わりに使用されている部屋等は休止施設に該当しません。

なお、**免税点の判定は、この休止部分を含めて判定しますのでご注意ください。**

◎（事例）事業年度の中で事業所等の一部を拡張した場合

（問）事業年度の中で、事業所内に更に一棟の事業所用家屋を増設しましたが、この増設家屋については月割して課税されますか。

（答）一つの事業所内における事業所床面積の拡張、縮小等は単なる床面積の異動ですから月割課税は行われません。したがって、事業年度の末日近くになって事業所床面積が急増したような場合も当該急増後の事業所床面積で課税されることになります。

月割計算は支店、営業所等そこで一単位の事業が行なわれていると認められるようなものの新設、廃止があった場合に行われることとなります。

◎（事例）事業年度の途中で事業所等が移転した場合

（問）事業年度の中で、事業所等が移転した場合の資産割の課税標準は、どのように取り扱いますか。

（答）資産割の課税標準は、原則として課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積によりますが、算定期間の中で事業所等が新設又は廃止された場合はそれぞれ月割計算をします。

事例の場合は、前の事業所等が廃止され、新しい事業所等が新設されたものとして、それぞれ月割計算をします。

従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間（資産割の場合と同じです。）中に支払われた又は支払うべき**従業者給与総額**です。

（１）従業者給与総額

従業者給与総額とは、市内の事業所等に勤務する従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性格を有する給与（以下「給与等」といいます。）の総額をいいますが、下記（ア）（イ）に掲げる方については一定の特例が定められています。

なお、「これらの性格を有する給与」とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、現物給与等をいい、退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる通勤手当等及び役員に対する利益処分による賞与並びに保険外交員等の事業所得は除かれます。

（ア）障害者及び年齢65歳以上の者

障害者（住民税の本人障害者控除の対象となる方及び障害者職業センターの判定により知的障害者とされた方をいいます。）及び**年齢65歳以上**の方（役員を除く）については、雇用の促進の安定とその促進に資する見地から、これらの者を従業者から除き、これらの方に係る給与等の額に対しては従業者割は非課税となります。

（イ）雇用改善助成対象者

年齢55歳以上65歳未満の方のうち、国の雇用に関する助成に係る方（雇用改善助成対象者）に支払われる給与等については、その2分の1に相当する額は従業者給与総額に含まれません。

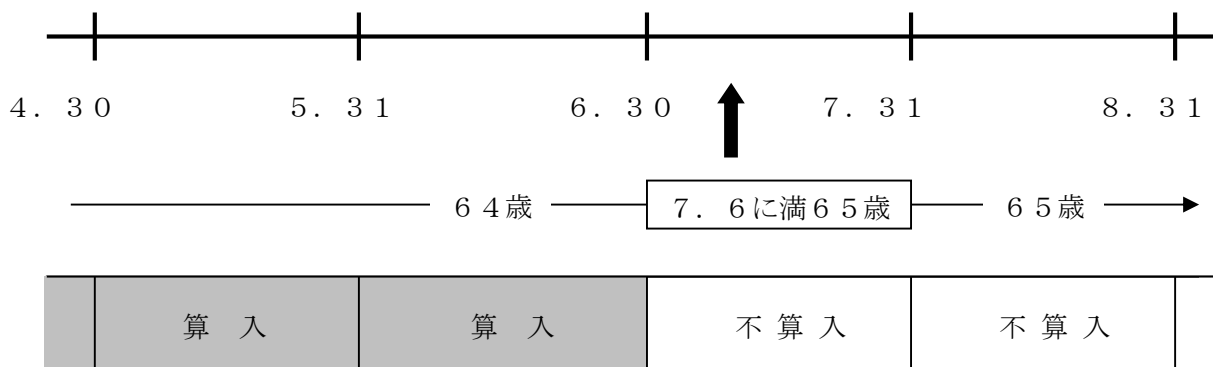
なお、雇用改善助成対象者とは、次の表のいずれかに該当する者のうち一定のものをいいます。[令56の17の2、規24の2]

	雇用改善助成対象者の範囲	根拠規定
1	○ 高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増進させるために行なわれる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者	雇用保険法第62条第1項第3号 又は第5号 雇用対策法施行令第2条第2号
2	○ 作業環境に適応させるための訓練を受けた者	雇用保険法第63条第1項第3号 雇用対策法施行令第18条第5号
3	○ 雇用奨励金の支給に係る者	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第10条第3号

※ 申告に当たっては、（ア）、（イ）ともにいったん従業者給与総額に含め、（ア）は非課税の取扱いを、（イ）は課税標準の特例の取扱いをしてください。後述する免税点の判定についても同様に取扱いしてください。

※ (ア) (イ) の該当については、給与等が支払われる時の現況により判定することとなっていますが、[法 701 の 31②]具体的な算定においては、その給与等の計算の基礎となる期間（月給、週給等の期間）の末日において、控除の対象となる年齢に達しているかどうか、又は障害者の認定を受けているかどうかにより判定してください。

(例) 毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月 10 日である場合



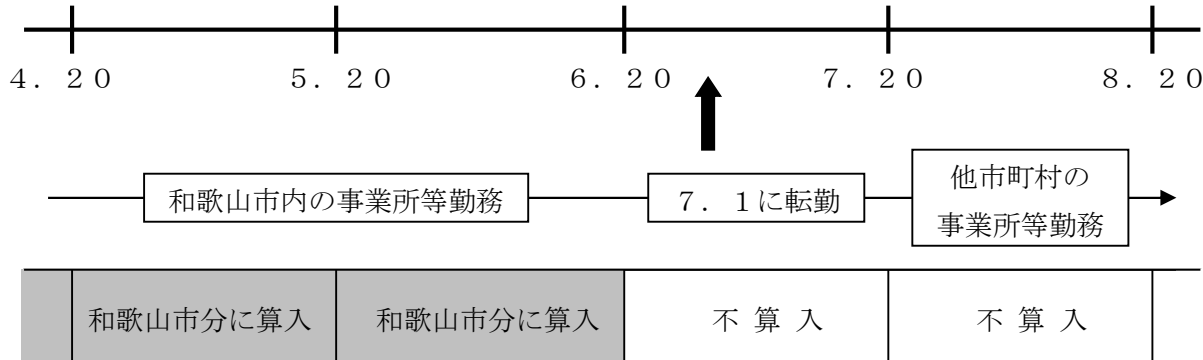
※ 免税点の判定に際し、従業者が年齢 65 歳以上の者に該当するかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の年齢で行います。

(2) 転勤者の取扱い

課税標準の算定期間の中で他市町村へ転勤した者等の給与等は、その者に係る給与等の計算期間の末日現在に勤務する事業所等の従業者給与総額に含まれます。

したがって、給与等の計算期間の末日において本市内の事業所等に勤務し、支給日に他市町村の事業所等に勤務している者のその月に係る給与等は、本市内の事業所等の従業者給与総額に含まれます。

(例) 毎月 20 日が給与等の算定期間の末日で、支給日が翌日の 5 日の場合



(注) 賞与については、原則として支給日において勤務すべき事業所等に係る従業者給与総額に算入します。

(3) 課税標準額の算定期間の中途において用途変更があった施設に勤務する従業者の取扱い

課税標準額の算定期間の中途において勤務すべき施設が課税施設から非課税施設に用途変更されたり、非課税施設から課税施設に用途変更された場合には、課税施設であった期間に係る支払われた給与等が従業者給与総額に含まれます。(課税標準の特例施設についても、これに準じて取り扱います。)

(4) 非課税又は課税標準の特例施設とその他の施設とに併せ従事する従業者の取扱い

[令 56 の 49、令 56 の 67]

非課税又は課税標準の特例施設とその他の施設とに併せ従事する従業者の給与等の額については、それぞれの事業に従事した分量（勤務時間）によりあん分し算定します。

ただし、その分量が明らかでない場合は、当該非課税又は課税標準の特例施設とその他の施設に均等に従事したものとして計算します。

ア 分量が明らかな場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{非課税又は課税標準の特例施設に係る従業者給与総額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{その者が非課税又は課税標準の特例施設に係る事業に従事した分量} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{その者が非課税又は課税標準の特例施設に係る事業とその他の事業とに従事した分量の合計量} \\ \hline \end{array}}$$

イ 分量が明らかでない場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{非課税又は課税標準の特例施設に係る従業者給与総額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline 1 \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline 2 \\ \hline \end{array}}$$

(5) 事業所等が他の市域にわたって所在する場合は、次により計算します。[令 56 の 50①]

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{和歌山市分の従業者給与総額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{当該事業所等に係る従業者給与総額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{和歌山市域内に所在する事業所床面積} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{当該事業所等の全体の事業所床面積} \\ \hline \end{array}}$$

(6) 共同事業の取り扱い

共同事業における課税標準となる従業者給与総額の算定方法は、資産割の場合と同様に次により計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準となる従業者給与総額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{共同事業に係る事業所等の従業者給与総額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{損益分配の割合} \\ \text{(損益分配の割合が定められていない場合は出資の価額に応ずる割合)} \\ \hline \end{array}$$

◎（事例）従業員給与総額の算定と発生主義について

（問）従業員給与総額の算定にあたっては、発生主義によって算定しますか、それとも現金主義によって算定しますか。

（答）従業員給与総額の算定にあたっては、会計処理上のいわゆる発生主義により算定します。したがって、現実に従業員に現金が支払われていなくとも、会計上未払経理されているものは従業員給与総額に算入します。ただし、給与債権が確定していないため引当金として経理されている期末賞与等の引当金額については、発生主義でも未払金として経理されないため、従業員給与総額に含まれません。

◎（事例）現場事務所等に勤務する従業員の給与等について

（問）次の従業員の給与等は、どのように取り扱われますか。

(1) 鉄道の運転手又は車掌

(2) 列車内の食堂やプラットホームの売店の従業員

(3) 常時船舶の乗組員

(4) 名目上本社等に所属するが、勤務の実態において設置期間が1年未満の建築現場事務所^に常時勤務する従業員

（答）(1)及び(2)については、主たる給与等を支払う事業所等の従業員給与総額として取り扱います。

(3)及び(4)については、課税の対象となる事務所等に該当せず、また設問の場合の従業員は、その現場事務所等の従業員と解されるので、当該従業員に係る従業員給与総額は課税の対象となりません。

◎（事例）外国又は課税区域外（和歌山市外）への長期出張職員の給与の取扱いについて

（問）外国又は課税区域外に長期間出張し、又は派遣されている職員の給与等は、どのように取り扱われますか。

（答）外国又は課税区域外（和歌山市外）に長期間出張し、又は派遣されている職員の給与等については、課税標準である従業員給与総額に算入しませんが、単なる出張の場合は、当該出張が派遣と同様と認められる場合を除き従業員給与総額に算入します。

この場合、次の点に注意してください。

(1) 「長期」とは課税標準額の算定期間を超える期間をいいます。

(2) 出張であるのか派遣であるのかについては、名称にとらわれることなく、身分関係、職務関係等を総合的に勘案して区分するものですが、一般的には次のとおりです。

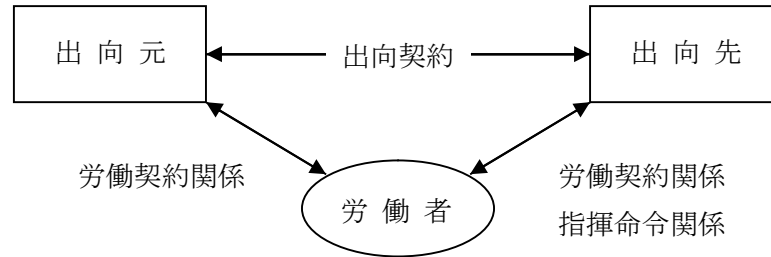
出張……………企業の労働者が出張元の従業員としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

派遣……………派遣元の従業員としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業員と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

なお、事実上の勤務先である企業との間に労働契約関係が存在する場合は、出向として取り扱います。

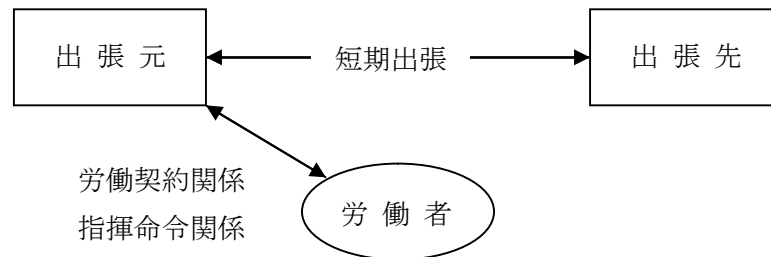
■ 従業者に係る出向、出張、派遣等相関図

① 出向



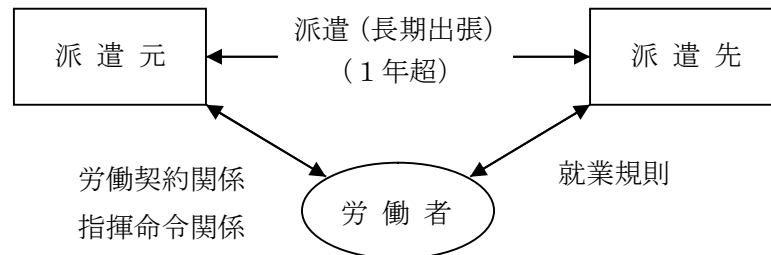
従業者給与総額への算入に関しては、実質的な負担（従業者に対する給与支払に係る負担）が出向元にあるのか出向先にあるのか、による。

② 短期間の出張



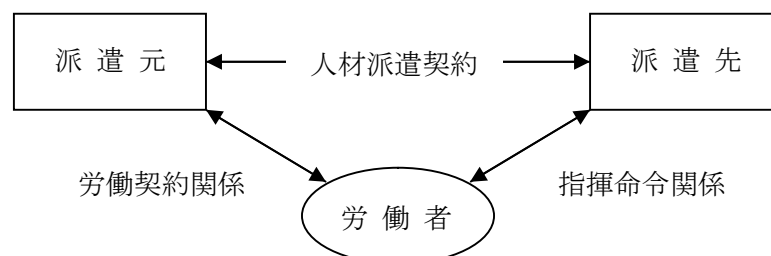
出張に係る期間の給与については、課税区域外（外国、他都市）に出張している場合であっても、出張元の従業者給与総額に算入する。

③ 派遣（長期間の出張）



課税区域外（外国、他都市）に派遣している従業者については、当該事業所等と本市との受益関係に直接関与しているものでないため、派遣元の従業者給与総額に算入しない。

④ 派遣法に基づく派遣社員



派遣元労働者と派遣先との関係は単に指揮命令系統があるだけであり、派遣労働者に係る給与は派遣元の給与総額に算入される。

別表 従業者割における従業者の取扱い

従業者		課税標準（注1）	免税点の判定	備考
65歳以上の者(役員を除く)		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。	これらの者は、従業者の範囲に含まれないものとされています。
障害者(役員を除く)		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。	
役員	役員・使用人兼務役員(65歳以上の者を含む)	従業者給与総額に含める。	従業者に含める。	・利益処分としての役員賞与は従業者給与総額に含めません。 ・使用人兼務役員は、役員として取り扱われ、この場合、使用人として支払われた給与等についても従業者給与総額に含まれます。
	非常勤の役員	従業者給与総額に含める。	従業者に含める。	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。	それぞれの会社の従業者に含める。	
	無給の役員	—	従業者に含めない。	
雇用改善助成対象者		給与等の2分の1を従業者給与総額から控除する。	従業者に含める。	これらの者はいずれも従業者の範囲に含まれますが、従業者給与総額の算定に注意してください。
事業専従者		事業専従者控除額を従業者給与総額に含める。	従業者に含める。	
臨時の従業者		従業者給与総額に含める。	従業者に含める。	これらの者は基本的にはいずれも従業者の範囲に含まれますが、免税点の判定に注意してください。
短時間勤務のパートタイマー(注2)		従業者給与総額に含める。	従業者に含めない。	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者給与総額に含める。	出向元の従業者に含める。	出向、転籍に係る社員の取り扱いについては、法人税の損金算入の取扱いに準じてください。
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を払う	出向先の従業者給与総額に含める。	出向先の従業者に含める。	
	出向元と出向先が一部負担	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。	主たる給与等を支払う従業者に含める。	
外国又は課税区域外への派遣又は長期出張(注3)		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。	
派遣法に基づく派遣社員(注4)		派遣元の従業者給与総額に含める。	派遣元の従業者に含める。	課税区域外(和歌山市外)への派遣は含めません。
休職中の従業員		従業者給与総額に含める。	算定期間中に給与等の支払いを受けなかった場合を除き従業者に含める。	
中途退職者		退職までの給与等は従業者給与総額に含める。	従業者に含めない。	
保険の外交員で事業所得のみの者		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。	給与等の支給を受ける者に該当しません。
保険の外交員で給与所得及び事業所得を有する者		所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める。	従業者に含める。	
常時船舶の乗組員		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。	事業所等に該当しません。
鉄道の運転手又は車掌、列車内の食堂等の従業者		主たる給与等を支払う事務所等の従業者給与総額に含める。	主たる給与等を支払う事務所等の従業者に含める。	
専ら非課税施設に勤務する従業者		従業者給与総額に含めない。	従業者に含めない。	算定期間の中途における用途変更により課税施設と非課税施設であった期間とを有する場合には、課税施設であった期間に係る給与等を従業者給与総額に算入します。
課税施設と非課税施設の兼務従業者		課税施設に従事していた分に係る給与等は従業者給与総額に含める。	算定期間の末日において課税施設に係る事業に従事している場合は従業者に含める。	

(注1) 退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる通勤手当等は含まれません。

(注2) アルバイト、パートタイマー等に対して支払われる給与等は、いずれも従業者給与総額に算入されますが、**免税点の判定の場合には、短時間勤務のパートタイマーを従業者の範囲から除外すること**としています。

この取り扱いに関しては、23頁の(事例)を参照してください。

(注3) 派遣及び出張に関しては17頁の(事例)を参照してください。

なお、海外支店等に勤務するために出国した社員で、所得税の源泉徴収の取扱上非居住とされている方については、非居住者の認定に係る期間中は、従業者及び従業者給与総額の対象から除いて差支えありません。

(注4) 派遣法とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律をいいます。

※ 「65歳以上」と記載してある事項については経過措置がありますので、開始する事業年度の開始の日等によって、適宜読み替えを行ってください。

4. 税率

事業所税の税率は次のとおりです。[法 701 の 42]

資 産 割	事業所床面積 1 m ² につき 600円
従 業 者 割	従業者給与総額の 100分の0.25

5. 税額計算

事業所税は、次のとおり計算します。

なお、この場合の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間中において和歌山市内に
有し、または有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積で
あり、従業者割にあつては、それらの各事業所に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総
額の合計額です。[法 701 の 46②、法 701 の 47②]

(1) 資産割額

ア. 課税標準額の算定期間の月数が 12 月の場合

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定} \\ \text{期間の末日現在} \\ \text{の事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税と} \\ \text{なる事業} \\ \text{所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特} \\ \text{例適用による} \\ \text{控除床面積} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{(税率)} \\ \hline \end{array} \times 600\text{円} = \text{資産割額}$$

イ. 課税標準の算定期間の月数が 12 月未満の場合

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定} \\ \text{期間の末日現在} \\ \text{の事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税と} \\ \text{なる事業} \\ \text{所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特} \\ \text{例適用による} \\ \text{控除床面積} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準} \\ \text{の算定期} \\ \text{間の月数} \\ \hline \end{array}}{12} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{(税率)} \\ \hline \end{array} \times 600\text{円} = \text{資産割額}$$

(2) 従業者割

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期} \\ \text{間中に支払われた} \\ \text{従業者給与総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税とな} \\ \text{る従業者} \\ \text{給与総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例} \\ \text{適用による控除} \\ \text{従業者給与総額} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{(税率)} \\ \hline \end{array} \times 0.25}{100} = \text{従業者割額}$$

(3) 事業所税額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{(1)資産割額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{(2)従業者割額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{事業所税額} \\ \hline \end{array}$$

(4) 端数処理

課税標準額となる事業所床面積に 1 m²未満の端数があるときは、1 m²の 100 分の 1 未満を切り捨てます。

課税標準となる従業者給与総額に 1,000 円未満の端数あるときは、その端数金額を切り捨てます。

事業所税額に 100 円未満の端数があるときは、その 100 円未満の端数を切り捨てます。

この場合、**税額の端数処理は、資産割額及び従業者割額を合算してから行ってください。**

6. 免税点

(1) 免税点の判定

課税標準の算定期間の末日の現況において、次に掲げる事業所等は、課税対象から除かれます。

なお、この判定は、資産割及び従業者割のそれぞれについて行ないます。[法 701 の 43①、③]

資 産 割	市内の各事業所等の事業所床面積（後述する非課税部分を除きます。）の合計面積が 1, 000㎡以下 の場合は、資産割を納付する義務はありません。
従 業 者 割	市内の各事業所の従業者等の数（非課税対象者を除きます。）の合計数が 100人以下 の場合は、従業者割を納付する義務はありません。

(注) 1 免税点以下で納付する必要がない場合でも、**和歌山市内の合計事業所床面積が800㎡を超える場合又は従業者数の合計が80人を超える場合には、申告書の提出の義務があります。**

[条 130 の 8③、法 701 の 46③]

2 免税点は基礎控除とは異なりますので、**免税点を超えて事業所税が課される場合には、免税点を超えた部分のみならずその全体が課税対象となります。**

(2) 一定の場合の免税点の判定

ア 共同事業（イに該当するものを除く）を行っている場合[令 56 の 75①]

損益分配の割合に応ずるものを単独で行っているとみなされますので、事業所床面積又は従業者の数に、それぞれ損益分配の割合を乗じて得た面積又は数で免税点の判定を行ってください。

イ 共同事業とみなされる事業（みなし共同事業）を行っている場合

「第3 みなし共同事業」（27頁）を参照してください。

ウ 企業組合または協業組合の場合[法 701 の 43②、令 56 の 72、規 24 の 26]

企業組合又は協業組合で一定の条件を満たすものについては、個々の事業所ごとに免税点の判定を行います。

エ 従業者に著しい変動がある場合の免税点の判定[法 701 の 43④、令 56 の 73①、②]

23頁の(事例)を参照してください。

オ 短時間労働のパートタイマー

23頁の(事例)を参照してください。

◎ (事例) 資産割及び従業者割の免税点の判定について

(問) 次の各々の場合、免税点を超えるものとして申告納付する必要がありますか。

- (1) A社、B社及びC社の和歌山市内の事業所等の事業年度の末日における事業所床面積及び従業者数は次のとおりです。

事業所等	事業所床面積	従業者数
A社	850 m ²	100人
B社	1,600 m ² (うち非課税施設1,000 m ²)	110人
C社 (本店)	300 m ²	30人
(支店)	800 m ² (課税標準の特例(2分の1)対象施設)	30人

- (2) D社(12月末決算)は、和歌山市内に本店(床面積1,200 m²、従業者数120人)を有していましたが、11月5日に岩出市に転出し、同日以後和歌山市内に所在はありません。
- (3) E社は、和歌山市七番丁に事務所(床面積900 m²、従業者数90人)を有していましたが、11月17日に同事務所を和歌山市三葛に移転(床面積1,600 m²、従業者160人)しました。

(答) 資産割及び従業者割の免税点判定は、課税標準の算定期間の末日の現況における市内の事業所等の床面積の合計及び従業者数の合計で行いますので、事例の場合は次のとおりです。

- (1) A社は、資産割、従業者割とも課税されません。(ただし、条例の規定により申告書の提出は必要です。)
- B社は、資産割は課税されませんが、従業者割が課税されます。(非課税施設は免税点の判定に含まれません。)
- C社は、資産割は課税されますが、従業者割は課税されません。(本店と支店の合計で判定します。なお、免税点の判定は課税標準の特例控除前で行います。)
- (2) D社は、課税標準の算定期間の末日において和歌山市に事業所等を有していませんので、資産割、従業者割とも課税されません。
- (3) E社は、課税標準の算定期間の末日の現況において資産割、従業者割とも免税点を超えるため資産割、従業者割とも課税されます。この場合、移転前の事務所についても課税標準に含まれます。(資産割については月割計算が適用されます。)

◎ (事例) 課税標準の算定期間が12月に満たない場合の資産割の免税点判定について

(問) 資産割の課税標準は、課税標準の算定期間が12月に満たない場合には月数に応じて月割計算をしますが、免税点の判定も同様に月割計算した結果により判定することになりますか。

(答) 資産割の免税点判定は、月割計算によらず課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。この結果、課税される場合は、算定期間の月数により課税標準の月割計算を行います。

◎ (事例) 事業を休止している場合の免税点の判定について

(問) 事業を休止している場合(例えば工場の一部)の当該休止部分に係る床面積は、資産割の免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれますか。

(答) 事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前6月以上継続して休止していたと認められるものは、**資産割の課税標準には含まれませんが、免税点の判定となる面積には含まれます。**

◎（事例）従業員数の変動が著しい事業所等の従業員割の免税点の判定について

（問）当社は3月末、9月末の年2回決算で、事業年度中の従業員数が変動し、平成30年3月期の各月末の従業員数は、次のとおりです。

このような場合であっても、事業年度の末日の現況により従業員割の免税点の判定を行うものですか。

（課税標準の算定期間中の各月末）	（従業員数）
令和5年10月	50人
11月	46人
12月	60人
令和6年1月	120人
2月	126人
3月	132人

（答）従業員割の免税点の判定は、原則として課税標準の算定期間の末日における従業員数により行うものですが、事例のように、課税標準の算定期間に属する各月の末日における従業員のうち最大であるものの数値が最小であるものの2倍を超える事業所については、各月の末日現在の人数の合計を当該課税標準の算定期間の月数で除して得た数で行います。【法701の43④】

したがって、事例の場合は $\frac{534人（10月～3月）}{6月} = 89人$ となるので、事業年度の末日

における従業員数が100人を超えていても従業員割は免税点以下となります。

なお、従業員の変動が激しいかどうかは、事業所等单位で判定しますので、これに該当する事業所等以外は、全て課税標準の算定期間の末日における従業員数で計算してください。また、算定期間の中途において廃止された事業所等については、この計算の適用はありません。

◎（事例）パートタイマーの勤務時間の基準について

（問）いわゆるパートタイマーは、従業員割の免税点判定においては「従業員」の範囲から除外されていますが、勤務時間が何時間程度である者を基準にパートタイマーであるかどうかの判定をすればよいのでしょうか。

（答）パートタイマーであるかどうかは、形式的な呼称によるのではなく、勤務の状態により判定されるものであるが、雇用期間の長短ではなく当該事業所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保障、賞与等からみても明らかに正規の従業員とは区別されるものをいいます。

本市では、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（いわゆる「パート労働法」）に規定する「短時間労働者」のうち、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の者を、免税点判定における従業員数に含めない者として取り扱います。

なお、免税点を超えた場合、従業員割の給与総額には、パートタイマーの給与も含まれます。

◎（事例）課税施設と非課税施設とに勤務している従業者に係る免税点の判定について

（問）課税施設と非課税施設とに勤務している従業者は、免税点の判定の基礎となる従業者の数に含まれますか。

（答）当該従業者が課税標準の算定期間の末日において、課税施設に勤務している場合は、免税点の判定の基礎となる従業者数に含まれます。

例えば、厚生課に所属する職員が、毎日午前10時から午後2時まで従業者食堂に勤務し、他の時間は厚生課の事務を執っているような場合は、免税点の判定の基礎となる従業者数に含まれます。

7. 非課税

(1) 非課税の範囲

非課税施設には、事業を行なう者の人的な特性に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税があります。その範囲については別紙「申告の手引き『非課税対象施設一覧表』」をご覧ください。

(2) 非課税の判定日

非課税の適用を受けるものであるかどうかの判断は、課税標準額の算定期間の末日の現況により行いますが、算定期間の中途において事業所等が廃止された場合においては、当該廃止の直前に行われていた事業がこれらの適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。[法 701 の 34 ⑥、通知(5)(ウ)]

(3) 免税点の判定

免税点の判定においては、非課税に該当する事業所床面積、従業者（全部非課税の適用を受け者に限ります。）を除いて判定します。

◎（事例）非課税施設の床面積

（問）福利厚生施設として従業者食堂を設けています。当該施設は非課税施設に該当しますが、非課税施設に係る床面積は、当該施設部分のみの床面積でしょうか、又は食堂前の共用部分を含めた床面積とするのでしょうか。

（答）非課税施設に係る床面積は、当該非課税施設部分のみの床面積であり、廊下等は共用部分としての非課税の取り扱いはありません。

8. 課税標準の特例

(1) 課税標準の特例の範囲

事業所税には非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途に着目した課税標準の特例とがあります。

具体的には別紙「申告の手引き『課税標準の特例対象施設一覧表』」の各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額を控除します。

(2) 課税標準の特例の判定日

課税標準の特例の適用を受けるものであるかどうかの判断は、課税標準額の算定期間の末日の現況により行いますが、算定期間の中途において事業所等が廃止された場合においては、当該廃止の直前に行われていた事業がこれらの適用を受ける事業であるかどうかにより判定します。[法 701 の 41③、通知(7)(イ)]

(3) 免税点の判定

免税点の判定においては、非課税と異なり、課税標準の特例対象となる事業所床面積や従業者給与総額についても、これを控除する前の状態で判定します。

(4) 課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

課税標準の特例対象施設一覧表の特例の適用が重複して適用される場合には、次の順序により適用されます。[令 56 の 71]

適用順位	適用条項	一覧表の整理番号
1	法第 701 号の 41 第 1 項	1 ～ 1 7
2	法第 701 号の 41 第 2 項	1 8

- * 適用順位に従い一の規定の適用後の課税標準を基礎として、次の規定が適用されます。
- * 法第 701 号の 41 第 1 項各号の重複適用はできません。

9. 減免

(1) 減免の範囲

本市においては、別紙「申告の手引き『減免対象施設一覧表』」に掲げる事業所等で事業を行なう者に対して課する資産割及び従業者割については、その定められた割合を乗じて得た額の減免を受けることができます。

(2) 減免の申請手続

この減免を受けようとする場合は、申告書に「減免申請書」「減免を必要とする事由を証明する書類」を添付して、申告納付期限までに提出してください。

10. 申告納付等

事業所税について、前記 6 に掲げる免税点を超える場合は、次に掲げる日までに、課税標準及び税額等を記載した申告書を市長に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければなりません。[法 701 の 46、法 701 の 47]

また、免税点以下の場合であっても、当該各事業年度の前事業年度において納付すべき事業所税額があった場合、および当該各事業年度に係る事業所税面積が 8 0 0 m²を超える場合又は従業者数が 8 0 人を超える場合（個人に係る課税期間についても同様）は申告書の提出の必要があります。（納付の必要はありません。）[条 130 の 8③、条 130 の 9③]

申告納付期限	法 人	事業年度終了の日から 2 月以内（注 1）
	個 人	翌年の 3 月 1 5 日（注 2）

(注 1) 外国法人が納税管理人を定めずに日本国内に事業所等を有しないこととなる場合には、当該事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日が申告納付期限となります。

なお、法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定等により**法人税及び法人住民税の確定申告書の提出期限の延長が認められている特例延長法人であっても、事業所税の申告納付期限は延長されません**ので、注意してください。

(注 2) ただし、**個人**が年の途中において事業を廃止した場合には、その事業の廃止の日から 1 月以内（当該事業所の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4 月以内）となります。

第3 みなし共同事業

同一家屋内で特殊関係者が事業を行っている場合には、その特殊関係者の事業所面積及び従業者数を合算して免税点の判定を行います。

1. みなし共同事業の趣旨

事業主が次頁の「2. 特殊関係者の範囲」に掲げる特殊関係者を有していて、その特殊関係者の事業が事業主（特殊関係者を有する者）と同一家屋内において行われている場合には、その特殊関係者が行なう事業は特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負うこととなります。[法 701 の 32②、法 10 の 2①]

この場合、特殊関係者を有する者の免税点については、その者が単独で行なっている事業の事業所床面積又は従業者数と共同事業とみなされた特殊関係者の事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算して判定します。従って**免税点の判定について自己の事業所のみでは免税点を超えない場合でも、特殊関係者を有する場合に免税点を超えることがありますので注意してください。**[令 56 の 75②]

なお、課税標準は単独で行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります。[令 56 の 51②]

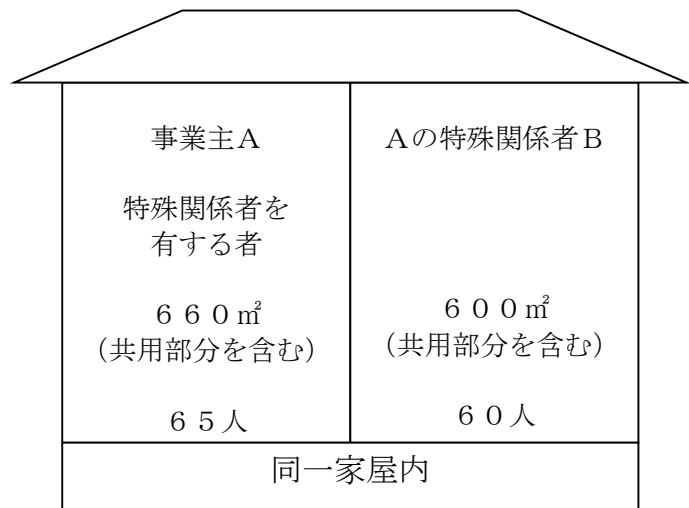
このように特殊関係者を有する者の免税点の判定について特別の規定が設けられているのは、事業を分割又は系列化した場合において、経営形態が異なるという理由のみによって税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

(例)

右の事例の場合、事業主Aの免税点判定は、共同事業者とみなされる特殊関係者Bの事業の事業所床面積、従業者数を合算して行います。

この結果、Aの免税点判定における事業所床面積は1, 260㎡、従業者数は125人となり、資産割・従業者割とも免税点を超えることとなります。

なお、課税標準には特殊関係者Bの分は含めません。



* 市街地再開発事業により施設建築物の一部が与えられ、結果的に同一家屋に事業所を有することになった場合等、同一家屋において事業を行うことについて何ら意思の疎通がないと客観的に認められる場合、かつ事業所税の負担を不当に減少させる結果にならない場合は、みなし共同事業にはあたりません。[令 56 の 21②]

2. 特殊関係者の範囲

免税点の合算対象となる特殊関係者には、家族、自社の子会社、自社と親会社が同一である他の子会社等が該当します。

特殊関係者とは次のいずれかに該当するものをいいます。[令 56 の 21①]

なお、文章中の“同族会社”については後記「3. 同族会社の判定」を参照してください。

(1) 特殊関係者となる個人

ア 事業主の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

イ アに掲げる者以外の事業主の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）で、事業主と生計を一にし、又は事業主から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者

ウ ア、イに掲げる者以外の事業主の使用人その他の者で、事業主から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者

エ 事業主に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている者（ア、イに掲げる者を除く）及びその者とア～ウの一に該当する関係がある者

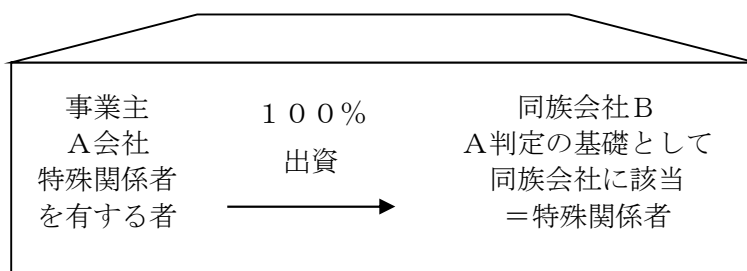
オ 事業主が同族会社である場合で、その判定の基礎となった株主または社員である者及びその者とア～エの一に該当する関係がある者

(2) 特殊関係者となる法人

ア 事業主を判定の基礎として同族会社に該当する会社

<事例1>

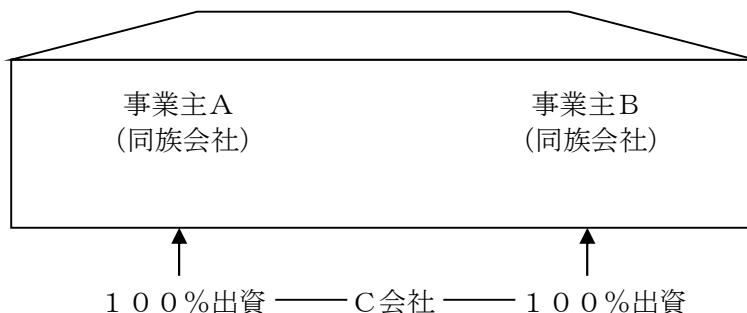
右の事例においては、親会社であるAからみて子会社であるBは特殊関係者に該当しますが、子会社であるBからみて親会社であるAは特殊関係者に該当しません。



イ 事業主が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主または社員（これらの者と(1)のア～エに該当する関係がある個人又はこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

<事例2>

右の事例においては同族会社の判定の基礎となった親会社が同一である子会社どうしのA会社及びB会社が相互に特殊関係者に該当します。



* A会社とB会社の株主の構成が異なる場合には、この関係が変わってきます。後記「3. 同族会社の判定」における<事例3>を参照してください。

3. 同族会社の判定

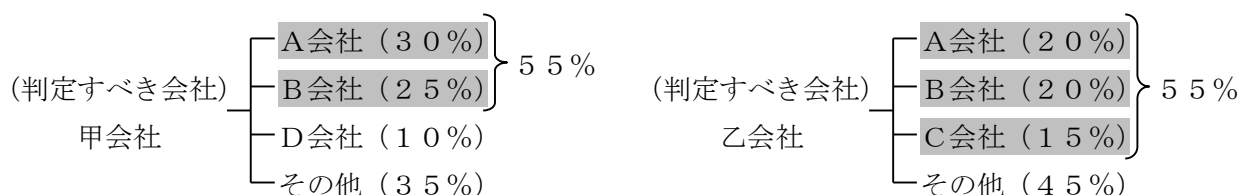
(1) 同族会社の判定と特殊関係者

同族会社とは、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の持株割合又は議決権割合が50%を超える（合名会社等の持分会社の場合は社員数割合が過半数を占める）場合におけるその会社をいいます。【法法 2①(10)】（以下便宜上株式会社の持株割合を例にとって説明します。）

ここに「特殊の関係のある個人及び法人」とは、法法令 4 に掲げる同族関係者のことをいい、同族会社であるか否かはその会社の株主等の一人と当該株主等の同族関係者を一つのグループとしてとらえ（以下「株主グループ」といいます。）、そのような株主グループ3個の所有する株式の総数が、その会社の発行株式の総数の50%を超えるか否かによって判定することとなります。

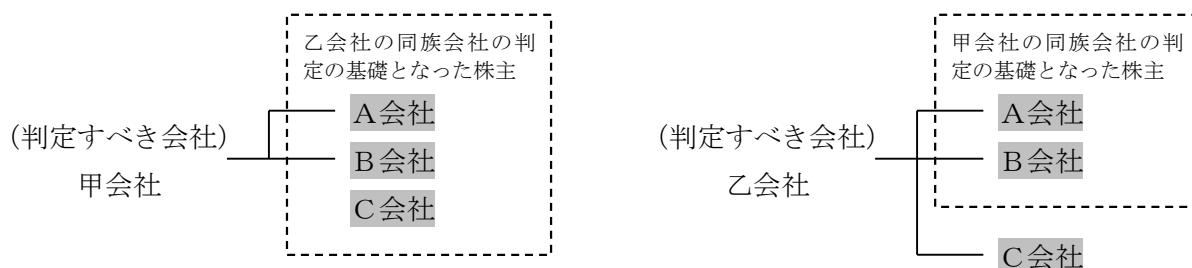
なお、3個の株主グループのうち第1順位及び第2順位の株主グループの所有する株式の総数がその会社の発行済株式の総数の50%を超える場合の第3順位の株主グループ、若しくは第1順位の株主グループの所有する株式の総数のみでその会社の発行済株式の総数の50%を超える場合の第2位順位及び第3位順位の株主グループは、その会社が同族会社であるか否かの判定には、関与しなかったものとされます。

＜事例3＞ ※同族会社であるかどうかの判定をすべき会社の株主にその判定をする会社の株式（自己株式）を有する会社がないものとしての事例です。



この事例では簡略化のため同族関係者はないものとして考えます（同族関係者については(2)を参照してください。）。この場合甲会社、乙会社はいずれも同族会社に該当し、■部分の株主が同族会社の判定の基礎となった株主に該当します。

ここで試しに甲会社と乙会社の同族会社の判定の基礎となった株主を入れ替えてみます。



この事例において甲会社は乙会社の判定の基礎となった株主の一部（3社のうち2社）であるA会社、B会社を判定の基礎として同族会社に該当するため乙会社の特殊関係者となりますが（前記2(2)イ参照）、乙会社は甲会社の判定基礎となった株主以外の株主であるC会社を判定の基礎に含むため甲会社の特殊関係者とはなりません。

(2) 同族関係者

同族関係者はみなし共同事業における特殊関係者とは別の概念によるものですが、一の株主等が単独で有する株式等が少ない場合でも、他の株主等の同族関係者に該当し、同族会社の判定の基礎となる株主グループにとりこまれた場合には、特殊関係者及び特殊関係者を有する者の判定に關与することとなります。

ア 特殊の関係のある個人

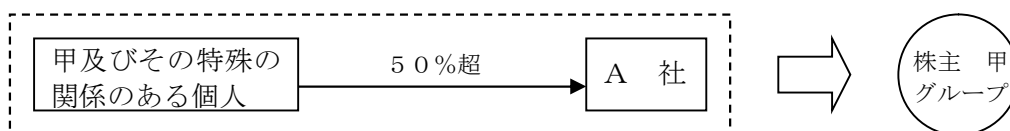
- ① 株主等の親族（6親等内血族、配偶者及び3親等内姻族）[法法令 4①(1)]
- ② 株主等の内縁の妻[法法令 4①(2)]
- ③ 株主である個人の使用人[法法令 4①(3)]
- ④ ①～③以外で株主から受ける金銭その他の資産で生計を維持している者[法法令 4①(4)]
- ⑤ ②～④と生計を一にするこれらのものの親族[法法令 4①(5)]

イ 特殊の関係のある法人

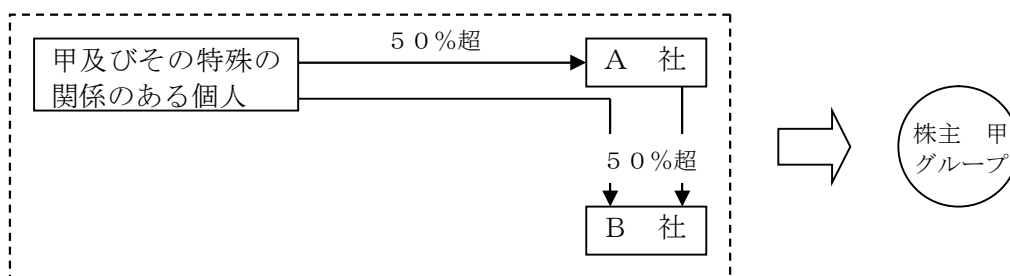
※ 判定株主等とは同族会社であるかどうかを判定しようとする会社の株主等（当該会社が自己の株式等を有する場合のその会社を除く。）をいいます。

※ “他の会社を支配している場合”とはその会社の持株割合又は議決権割合が50%を超える（合名会社等の持分会社の場合は社員数割合が過半数を占める）場合をいいます。[法法令 4③]

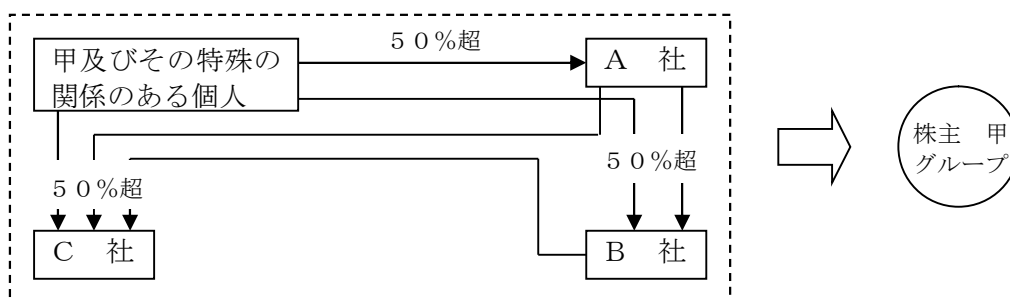
- ① 判定会社株主等の一人（個人であれば前記アの特殊の関係のある個人を含みます。以下同じ）が他の会社を支配している場合における当該他の会社[法法令 4②(1)]……………図のA社



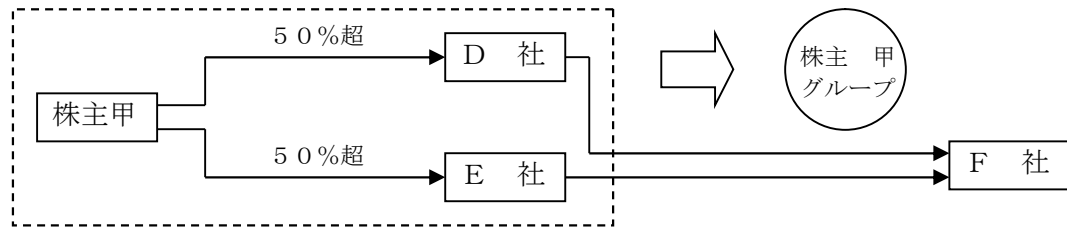
- ② 判定会社株主等の一人及びこれと①に規定する特殊の関係のある会社（A社）が他の会社を支配している場合における当該他の会社[法法令 4②(2)]……………図のB社



- ③ 判定会社株主等の一人及びこれと①②に規定する特殊の関係のある会社（①=A社、②=B社）が他の会社を支配している場合における当該他の会社[法法令 4②(3)]……………図のC社

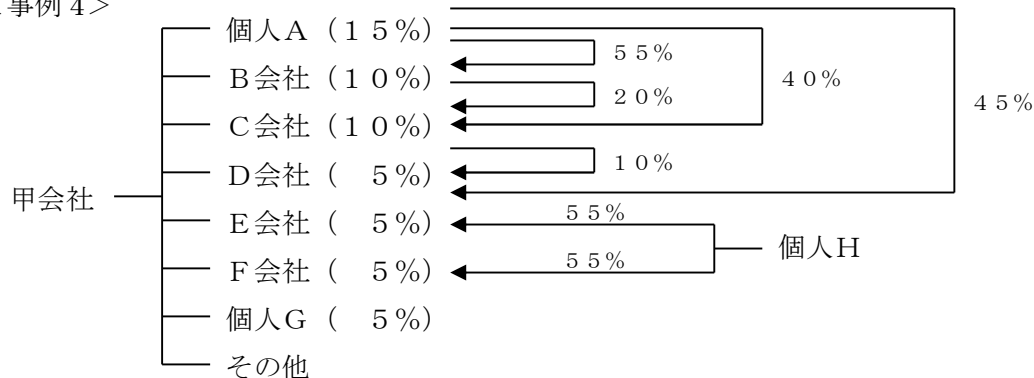


- ④ 同一の個人又は法人（人格のない社団等を含みます。）と①～③の特殊の関係のある2以上の会社が、判定会社株主等であるときは、これらは互いに特殊の関係のある会社であることとなります。[法令4]……図のD、E社



ウ 同族関係者をグループ化した場合の同族会社の判定は次の例によります。

<事例4>



個人AはB会社の株式の55%を所有しており、したがって、B会社は同族会社であり、かつ、個人Aの同族関係者に該当します。(イ①参照)

一方、個人AはC会社の株式の40%を所有しており、また、個人Aの同族関係者であるB会社もC会社の株式の20%を所有しています。この場合、C会社は（同族会社であることはもちろんですが）個人Aの同族関係者に該当します。(イ②参照)

さらに、個人AはD会社の株式の45%を所有しており、C会社もまたD会社の株式の10%を所有しています。この場合、D会社も（同族会社であることはもちろんですが）個人Aの同族関係者に該当します。(イ③参照)

また、個人Hは直接には甲会社の株式を所有していませんが、甲会社の株主等であるE会社及びF会社のそれぞれ55%を所有しています。この場合のE会社及びF会社は相互に同族関係とみなされます。(イ④参照)

これらの同族関係者をグループ化し、これに個人Gを加えると、甲会社は3つのグループが有する株式の総数が発行株式の50%をこえるため、同族会社と判定されることとなります。この場合に甲会社が同族会社と判定の基礎となった株主には、個人Aから個人Gまでの全部（図のその他及び個人H以外の全部）が含まれることになり、これらの全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社は、甲会社の特殊関係者となります。

第4 事業所用家屋及びその床面積の取扱い

1. 事業所用家屋の取扱い

事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するもの（一時的な休業を含みます。）をいいます。[法701の31①(6)]

この場合の家屋とは、固定資産税における家屋をいい[法701の31①(6)、法341(3)]、一般的に屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であってその目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。なお、登記の有無は問いません。

家屋に該当するか否かについて判定し難い建造物については、次に掲げる例示から類推し、その利用状況等を勘案して判定します。

(1) 家屋として取り扱うもの

- ア 駐車場の乗降場及び荷物積卸場。ただし、上屋を有する部分に限ります。
- イ 野球場、競馬場の観覧席。ただし、屋根を有する部分に限ります。
- ウ ガード下を利用して築造した店舗、倉庫等の建造物。
- エ 地下停車場、地下駐車場及び地下街の建造物。
- オ 園芸、農耕用の温床施設。ただし、半永久的な建造物と認められるものに限ります。

(2) 家屋として取り扱わないもの

- ア ガスタンク、石油タンク、給水タンク。
- イ 機械上に建設した建造物。ただし、地上に基脚を有し、又は支柱を施したものは除きます。
- ウ 浮船を利用したもの。ただし、固定しているものは除きます。
- エ アークード付街路（公衆道路上に屋根覆いを施した部分。）。
- オ 容易に運搬し得る切符売場、入場券売場等。

(3) 外周壁のない建造物の判定

家屋とは、内側に一定の利用空間を形成し、その空間を目的とする用途に利用し得る構造の建造物であり、この空間は基本的には周壁を有することにより発生するものです。

ここで周壁を有するとは、概ね3面以上に周壁がある（その面の3分の2程度以上の部分に壁があることをもってその面は周壁を有するものとします。）ことをいいますが、周壁を有しない建造物であっても、その空間を家屋本来の目的とする用途にあたり、周壁を取り付けないことがその家屋の利用目的にかなうことから取り付けないものであって、屋根を有し土地に定着しており、空間の利用性があり効用上一般の家屋と何ら差異のない場合には、家屋に該当するものとして認定します。

2. 床面積の取扱い

床面積の算定は、各階ごとに壁その他の中心線で囲まれた部分に水平投影面積により、平方メートル(m²)を単位として算定し、1 m²の100分の1未満の端数は、各階ごとに切り捨てます。

また、不動産登記法事務取扱手続準則第 82 条(床面積の定め方)に基づく次の事例を参考にしてください。

- (1) 天井の高さ1.5 m未満の地階及び屋階(特殊階)は、床面積に算入しません。ただし、一室の一部が天井の高さ1.5 m未満であっても、その部分は、当該一室の面積に算入します。
- (2) 停車場の上屋を有する乗降場及び荷物積卸場の床面積は、その上屋の占める部分の乗降場及び荷物積卸場の面積により計算します。
- (3) 野球場、競馬場又はこれらに類する施設の観覧席は、屋根の設備のある部分の面積を床面積として計算します。
- (4) 地下停車場、地下駐車場及び地下街の建物の床面積は、壁又は柱等により区画された部分の面積により定めるものとします。ただし、常時一般に開放されている通路および階段の部分を除きます。
- (5) 停車場の地下設備(地下停車場のものを含む。)は、床面積に算入しません。
- (6) 階段室、エレベーター室又はこれに準ずるものは、床を有するものとみなして各階の床面積に算入します。
- (7) 建物に付属する屋外の階段は、床面積に算入しません。
- (8) 建物の一部が上階まで吹抜けになっている場合には、その吹抜けの部分は上階の床面積に算入しません。
- (9) 柱、壁が傾斜している場合の床面積は、各階の接着する壁その他の区画の中心で囲まれた部分によるものです。
- (10) 建物の内部に煙突、ダストシュートがある場合(その一部が外側に及んでいるものを含みます。)その部分は各階の床面積に算入し、外側にあるときは算入しません。
- (11) 出窓は、その高さ1.5 m以上のものでその下部が床面と同一の高さにあるものに限り、床面積に算入します。

第5 修正申告・更正の請求・更正・決定

1. 修正申告

申告した税額等が過少である場合には、遅滞なく、修正申告を提出するとともに不足額を納付してください。[法 701 の 49②]

2. 更正の請求

申告した税額等が過大である場合には、申告納付期限より 5 年以内に限り、市長に対し更正（減額更正）をすべき旨の請求をすることができます。（減額の修正申告は認められません。）[法 20 の 9 の 3①]

3. 更正

申告書又は修正申告書の提出があった場合において課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは市長はこれを更正することができます。[法 701 の 58①③]

4. 決定

申告期限までに申告書の提出がない場合には、市長が自ら調査した結果によって申告すべき課税標準額及び税額を決定することができます。（ただし、申告期限後でも決定の通知があるまでは、申告納付することができます。）[法 701 の 58②、49①]

※事業所税の賦課及び徴収は、一定期間過去に遡って行われますので、注意してください。

第6 延滞金・加算金

1. 延滞金

事業所税額を納付期限後に納付する場合は、納付税額に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した延滞金を加算して納付していただきます。[法701の60①]

(注) 1 下の表に掲げる税額の区分に対応する期間については、年7.3%の割合で計算します。

2 更正又は決定の場合の延滞金は、法701条の59第2項の規定によります。

なお、延滞金額の計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。[法20の4の2②]

また、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。[法20の4の2⑤]

年7.3%（又は特例基準割合）の適用期間の表

	区分	期間
①	提出期限までに提出した申告書に係る税額	当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
②	提出期限後に提出した申告書に係る税額	当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
③	修正申告書に係る税額	修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

平成26年1月1日以降の期間については、次のとおりとなります。

期間	納期限の翌日から1月を経過する日まで	納期限の翌日から1月を経過した日以降
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	2.6%	8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	2.5%	8.8%
令和4年1月1日から令和6年12月31日まで	2.4%	8.7%

2. 加算金

申告書の提出期限まで申告のない場合には、**不申告加算金（原則として税額の15%（税額が一定額を超えた場合、更に5%））**が、申告した税額が過少であった場合には**過少申告加算金（原則として税額の10%（不足税額が一定額を超えた場合、超えた額に更に5%））**が課せられることがあります。なお、期限後の申告又は修正申告があった場合で、更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、税額の5%にすることがあります。[法701の61]

また、納税者が課税標準の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装した場合は、これらに代えて**重加算金（税額の40%又は35%）**が課せられます。[法701の62]

第7 事業所等の新設・廃止に係る申告書等

1. 事業所等の新設・廃止に係る申告

事業所税の納税義務者が事業所等を新設し、若しくは廃止したとき、又は納税義務者となるべき者が事業所等を新設したときは、当該新設又は廃止の日から2月以内に、その旨その他必要事項を記載した申告書を市長に提出していただきます。[条130の14、法701の52①]

2. 事業所等の貸し付けに係る申告

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方は、その貸し付けを行うこととなった日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所用家屋の床面積その他必要事項を記載した申告書を市長に提出していただきます。[条130の15、法701の52②]

第8 事業所税の税務調査

事業所税の徴収は申告納付の方法によるものですが、課税の適正化を図るため、随時調査事務を実施させていただいています。調査時には、建築図面、申告数値の明細資料の提出等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いしますとともに、ご不明な点がありましたら、早めにお問い合わせください。[法701の35①]

なお、実地調査に伺う職員は徴税吏員証を携帯しておりますので、必要の際はご確認ください。[法701の35③]

第9 事業所税の課税団体

事業所税の課税団体は、令和6年4月1日現在、次の77団体です。

1. 東京都（特別区の存する区域）
2. 政令指定都市
札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
3. 首都圏整備法の既成市街地を有する市及び近畿圏整備法の既成都市区域を有する市
川口市、武蔵野市、三鷹市、守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
4. 人口30万以上の政令で指定する市
 - （北海道地方） 旭川市
 - （東北地方） 秋田市、郡山市、いわき市
 - （関東地方） 宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市
 - （中部地方） 富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市
 - （近畿地方） 大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市
 - （中国地方） 倉敷市、福山市
 - （四国地方） 高松市、松山市、高知市
 - （九州・沖縄地方） 久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

お問い合わせ

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市 財政局税務部 市民税課 法人諸税班

電話番号 (073) 435-1035

FAX番号 (073) 435-1377